

除雪業務委託の概要

1 除雪業務委託制度の内容

○入札方法

入札等に先立ち各工区の受託希望者を募り、条件を満たす者による一般競争入札とする。

○失格基準価格

除雪業務委託においては、予定価格（総価、消費税及び地方消費税を除く）に 93/100 を乗じて得た額（千円の位を四捨五入、万円止め）を失格基準価格とする。

○契約方法

入札単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額（総価）により落札者を決定し、入札単価で単価契約を行う。

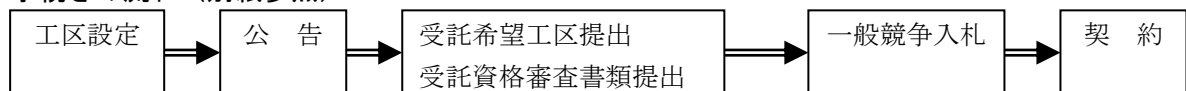
○積算内容

除雪機械の機械管理費（固定費）1 シーズン分を単価化して計上する。

2 対象業務

○県が発注する車道除雪、歩道除雪、凍結防止剤散布に係る業務委託

3 手続きの流れ（別紙参照）



4 業務委託説明会の開催

○各建設事務所において、除雪業務委託の概要等について説明する。

5 業務委託に参加する者に必要な要件

(1) 参加者に共通する要件

○地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定を準用し、これに該当しない者であること又は財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号。以下「規則」という。）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

○入札公告日から入札日までの間において、物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）又は長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

○県税、消費税及び地方消費税の未納税額がない者であること。

○除雪業務実施要領に定められた作業を遵守できる者であること。

○長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

○前年度において長野県が発注する車道除雪、歩道除雪及び凍結防止剤散布業務（施工体制確認型契約方式含む）を受託した者にあつては、前年度の契約内において発注者から改善指示書による指示を受けていない者であること。

(2) 工区ごとに定める要件

○法人にあつては、発注者が定めた当該ブロック内に本店又は営業所を有する者、若しくは当該ブロック内において過去 2 年以上道路法上の道路の除雪業務の実績を有する者は、当該ブロック内の各工区の入札に参加できるものとする。（車道除雪の業務実績を有する者は車道除雪及び

歩道除雪の工区に、また、凍結防止剤散布の業務実績を有する者は凍結防止剤散布の工区の入札に参加できるものとする。)

○個人にあっては、当該ブロック内に公告日までに1年以上居住している者、若しくは当該ブロックにおいて過去2年以上道路法上の道路の除雪業務の実績を有する者は、当該ブロック内の各工区の入札に参加できるものとする。(車道除雪の業務実績を有する者は車道除雪及び歩道除雪の工区に、また、凍結防止剤散布の業務実績を有する者は凍結防止剤散布の工区の入札に参加できるものとする。)

○その他、発注機関の長が定める要件を満たしている者であること。

6 入札までの手続等

(1) 工区の設定

○各発注機関において地域性等を考慮し、管内をブロック分割する。

○ブロック内の路線を発注単位に分割して工区を設定する。

(2) 公 告

○公告例(共通事項及び業務ごとに定める事項)をホームページに掲載するとともに、発注機関で閲覧する。

○契約書(案)、入札心得、除雪業務特記仕様書及び除雪業務実施要領は入札公告に示す方法により閲覧する。

○公告内容に関する質問は、『質問書』により受け付け(7日間程度)、回答はホームページに掲載する。

(3) 受託希望工区の提出

○受託希望者は、希望する工区について入札公告に示された提出期限までに受託希望申請書類により持参又は郵送で申請する。

(4) 受託資格審査書類の提出

○受託希望者は、入札公告に示された提出期限までに受託資格審査書類を持参又は郵送により提出する。

(5) 受託資格の審査

○受託希望者から提出された書類について審査を行い、資格要件を満たしていない場合は当該希望者に対して書面により受託資格がない旨を通知する。

(6) 受託者の決定方法

○受託資格審査の結果、各工区の条件を満たす者による一般競争入札を行い、受託者を決定する。

(7) 一般競争入札及び落札者の決定

○入札参加者は、入札書を持参提出する。(郵送による入札は認めない。)

○発注機関の長は、入札後、予定価格を下回った者のうち最低価格を提示した者(失格基準価格を下回って入札した者を除く。)を落札者として決定する。

○入札執行回数は2回までとし、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、第2回の最低価格(入札単価に予定数量を乗じて得た金額の合計)入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は、3回を限度とする。

7 契約等

○契約は単価契約とする。

○燃料油価格等に変動が生じ、契約単価が著しく不適當となったときは、契約単価を変更することができるものとする。

○発注時に計上されている除雪機械と機種又は規格が異なる機械を使用する場合、発注機関の長が除雪業務実施要領に定められた作業を遵守できると認めたときは、当初契約機械及び当初契約単価を変更する。ただし、除雪機械の台数の変更は認めないものとする。